

事業所の新設

届出には事前相談が必要です。

様式第6号（第1面）

（日本産業規格A列4）

有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書
有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書
特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書

① 令和〇 年 〇 月 〇 日

厚生労働大臣 殿

【有料職業紹介事業】
事業所の新設の場合、「3」以外は抹消
してください。

②申請・届出者 (ふりがな) 氏 名

かぶしがいいしゃ 〇〇

株式会社 〇〇

だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

- 1 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 2 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
- 3 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 4 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
- 5 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
- 6 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。
- 7 職業安定法第33条第4項において準用する第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 8 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③ 許 可 番 号	23-ユ-●●●●●●●●
(ふりがな)	かぶしがいいしゃ 〇〇
④氏 名 又 は 名 称	株式会社 〇〇
(ふりがな)	〒460-0003 電話 052 (219) 〇〇〇〇
⑤所 在 地	あいちけんなごやしなかくにしき 愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇
(ふりがな)	かぶしがいいしゃ 〇〇 おおさかえいぎょうしょ
名 称	株式会社 〇〇 大阪営業所
⑥事業所	(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくときわまち
所 在 地	〒540-0000 大阪府大阪市中央区常盤町〇丁目〇番地〇 〇〇ビル7階 電話番号：06-4790-〇〇〇〇

新たに開設する事業所の名称・郵便番号・所在地・電話番号を記載してください。
所在地はビル名・階数を記載してください。

⑦ 変 更 事 項	事業所の設置（新設）		
⑧ 変 更 前			
⑨ 変 更 後			
⑩ 取 扱 職 種 の 範 囲 等			
⑪ 変 更（廃止）年月 日	令和〇年〇月〇〇日		
⑫ 職 業 紹 介 責 任 者	氏 名	住 所	
	（ふりがな） ●● ◆◆	（住所）愛知県名古屋市中区栄〇丁目〇番地〇 （居所）大阪府大阪市港区南市岡〇丁目〇番地〇 〇〇マンション701号室	
⑬ 変 更（廃止）理由 再 交 付 理 由	事業所の新規開設		
⑭ 備 考	職業紹介課職業紹介係 〇〇 〇〇 連絡先 〇 5 2 （ 2 1 9 ） 〇〇〇〇		

職業紹介責任者の氏名・住所を記載してください。
また、事情により住民票記載の住所と居所が一致しない場合は、居所も併せて記載してください。

申請担当者の職名・氏名・事業所の電話番号を記載してください。

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年者の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。